# かつらぎ町応援クーポン券

# 取扱店取扱要項

かつらぎ町商工会

## ≪事業概要≫

名 称	かつらぎ町応援クーポン券
実施主体	かつらぎ町
発行総額	57,375千円(見込)
券種	1冊8枚綴り 共通券 500円券×7枚(3,500円相当) ごみ袋専用券 250円券×1枚
発 行 数	15,300⊞
使用期間	令和7年7月1日(火)~ 令和8年2月1日(日)
換金期間	令和7年8月1日(金)~ 令和8年2月16日(月)
換金場所	かつらぎ町商工会 平日 8時30分から17時まで受付

### ◆目 的

電力やガス、食料品等の価格高騰による影響を踏まえ、町民の生活・暮らしを速やかに支援することを目的として、町民全員を対象に1人3,750円分の応援クーポン券を配布する。

#### 1. クーポン券の事業概要

- (1) 名 称 かつらぎ町応援クーポン券
- (2) 実施主体 かつらぎ町
- (3) 発行総額 57, 375千円(見込)
- (4) 券 種 1冊8枚綴り 共通券 500円券×7枚 (3,500円相当) ごみ袋専用券 250円券×1枚
- (5) 発行数 15,300冊
- (6) 使用期間 令和7年7月1日(火)~令和8年2月1日(日)
- (7) 換金期間 令和7年8月1日(金)~令和8年2月16日(月)
- (8) 使用店舗 かつらぎ町内に店舗のある小売店、飲食店、サービス業等 ただし、ごみ袋の販売についてはごみ袋取扱店舗等に限る。
- ※ 事業受託 かつらぎ町商工会(取扱店舗取りまとめ事務、換金事務)

#### 2. 参加店舗の要件

- 参加店舗の資格は、かつらぎ町内に事業所又は店舗がある事業者で次の事業者以外のものとする。
- ○風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する 営業を行う者
- ○特定の宗教、政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行う者
- ○入札参加停止の措置もしくは入札参加除外の措置等を受けている者
- ○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体など
- ○「本券の使用対象とならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う店舗等

#### 3. クーポン券取り扱い厳守事項

- ○クーポン券は物品の販売又は役務の提供などの取引において使用可能です。
- ○クーポン券と現金の交換は禁止しています。
- ○クーポン券の額面以下の使用の場合であってもお釣りは渡さないでください。
- ○不足分は現金等で受け取ってください。
- ○商品返品の際の返金はできません。
- ○店舗で独自にクーポン券の使用対象外となる商品などを定める場合 (特売品など) は、あらかじめ 使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- ○他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、クーポン券使用条件額などを定める場合は、あらかじめ使用者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- ○クーポン券は使用期間を確認のうえ、受け取ってください。
- ○クーポン券の盗難・紛失、滅失または、偽造、模造等に対して、発行者(かつらぎ町)は責任を負いません。
  - ※クーポン券の盗難・紛失については、損害賠償が発生する場合があります。
- ○クーポン券の交換又は売買はできません。

#### 4. クーポン券の使用対象にならないもの

- ○出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、電気・ガス・水道・電話料金等)
- ○有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、 旅行券、乗車券、切手、官製はがき、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ○たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの 購入
- ○事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ○土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- ○医療保険や介護保険等の一部負担金(処方箋が必要な医薬品を含む)
- ○現金との換金、金融機関への預け入れ
- ○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第 5号から第8号に規定する営業に係る支払い
- ○特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ○クーポン券の交換又は売買
- ○その他このクーポン券の発行趣旨にそぐわないもの
- ○その他、各取扱店舗が指定するもの

#### 5. 取扱店舗の責務等

取扱店舗は、次に掲げる事項を遵守してください。

- (1) 取扱店舗は、事務局が配布するポスター、チラシ、のぼりを消費者へ分かりやすい場所に掲示すること。また取扱いできないクーポン券は受け取らないこと。 今回の取扱可能クーポン券は「かつらぎ町応援クーポン券第7弾」のみとなります。その他のクーポン券は受け取らないようご注意ください。
- (2) 使用されるクーポン券は、事務局が事前に配布する見本と間違いないか確認してください。 なお、色合いが明らかに違うなど、偽造されたクーポン券と判別できる場合は、クーポン券の 受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察へ通報し、かつらぎ町商工会へも報告 してください。
  - クーポン券の見本については、レジ担当者やクーポン券を取り扱う全ての店員に周知願います。
- (3) 取引によりクーポン券を受け取ったときは、再流出防止のため券裏面の取扱店舗受領印部へただちに押印することとし、既に受領印があるクーポン券は、受け取らないでください。
- (4) クーポン券の交換及び売買は行わないでください。有効期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引により得られたクーポン券のみ換金可能となります。
- (5) かつらぎ町商工会、その他当該事業に係る関係者の事業運営にご協力をお願いいたします。

#### 6. 換金手続きについて

物品の販売又は役務の提供などの取引においてクーポン券を受け取った取扱店舗は、換金を申し出ることができ、その方法については以下(1)~(3)によることとします。

- (1) 取扱店舗は事前に換金するクーポン券の枚数を換金申請書兼預り書に記入し、クーポン券とと もに商工会の窓口へ営業時間内(平日 8:30~17:00)に持参ください。 クーポン券預かり後に 預り証をお渡しします。
  - ※ 発熱等体調不良がありましたら、来会を控えていただきますようお願いいたします。
  - ※ 換金枚数が多く、時間がかかる場合はお預かりのみさせていただき、後日枚数確認作業となります。当日に換金作業が必要な場合はその旨をお伝えください。
  - ※ 後日確認が必要かどうかは、商工会にて判断いたします。

- ※ 換金枚数に相違が発生した場合は商工会よりご連絡いたします。
- (2) クーポン券の換金請求期間は、令和7年8月1日(金)~令和8年2月16日(月)までとします。 <u>この期間を過ぎてからの換金には一切応じられませんので、必ず上記期間中に換金手続きをしてください。</u>
- (3) 換金枚数確認後の翌営業日中に、事前登録された指定口座に振り込まれます。

### 7. 取扱店舗の取消等

取扱店舗の「募集要項」の各事項に違反する行為が認められた場合、換金の拒否、取扱店舗登録の取消及び損害金の発生等が生じる場合があります。